

規則	機器・設備名等	自主検査			使用再開時	点検	
		定期				使用(作業)開始前	その他
		年次	月例	その他			
	安全带などの取付設備など						521(2)(随時)
	足場					567(1)	567(2)(組立て、一部解体、変更、悪天候、中震以上の後)
	つり足場					568	
	作業構台					575の8(1)	575の8(2)(組立て、一部解体、変更、悪天候、中震以上の後)
クレーン等安全規則	クレーン	34(1)	35(1)		34(2)35(2)	36	37(風速30m/s以上(屋外)、中震以上の後)
	移動式クレーン	76(1)	77(1)		76(2)77(2)	78	
	デリック	119(1)	120(1)		119(2)120(2)	121	122(風速30m/s以上(屋外)、中震以上の後)
	エレベータ	154(1)	155(1)		154(2)155(2)		156(風速30m/s以上(屋外)、中震以上の後)
	建設用リフト		192(1)		192(2)	193	194(風速30m/s以上(屋外)、中震以上の後)
	簡易リフト	208(1)	209(1)		208(2)209(2)	210	
	玉掛用具					220	
高圧規則	高圧室設備				22の2(送気設備)	22の2(送気設備)	22(1)(1日1回、1週1回、月1回)22の2(送気設備)
	潜水器具					34(1)	34(2)(1週、1月・3月・6月ごと1回)
	再圧室						45(1)(設置時、1月を超えない期間ごと)
酸欠規則	空気呼吸器等、安全带等					7	
	人員						8(入場、退場時)

- 1 表中の数字は該当する条文を示す。また、条文の次の()内数字は項を示す。
- 2 網かけの点検は記録が必要。赤字は資格者による点検、青字は点検者の指名が必要。